

第一号イに掲げる法人税（当該法人税が各連結事業年度の連結所得に対する法人税である場合には、当該連結事業年度の第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される負担額として支出すべき金額又は減少額として収入すべき金額に調整を加えた金額）に係るもの及び同号ロに掲げる法人税に係るものを除く。）

四 地方税法の規定による事業税（解散の日の属する事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度に係るものを除く。）

五 前二号に掲げる地方税に係る地方税法の規定による延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金

（寄附金の残余財産価額への算入）

第九十五条 内国普通法人等が清算中に支出した第三十七条第七項（寄附金の意義）に規定する寄附金の額は、その内国普通法人等の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。ただし、当該寄附金の額のうち、その清算業務の遂行上通常必要と認められるもの並びに同条第三項各号に掲げるものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、清算確定申告書に、同項ただし書に規定する寄附金の額の記載があり、かつ、当該寄附金の明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項ただし書の規定により残余財産の価額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

3 税務署長は、第一項ただし書に規定する寄附金の全部又は一部につき前項の記載又は明細書の添付がない清算確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は明細書の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載又は明細書の添付がなかつた金額につき第一項ただし書の規定を適用することができる。

（外国源泉税等の残余財産価額への算入）

第九十六条 内国普通法人等が第二十三条の二第一項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）に規定する外国子会社から清算中に受けた同項に規定する剰余金の配当等の額に係る第三十九条の二（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）に規定する外国源泉税等の額（清算中に課されたものに限る。）は、その内国普通法人等の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

(所得税額の残余財産価額への算入)

第九十七条 内国普通法人等が第百条第一項(解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除)に規定する所得税の額につき同項又は第百九条第一項(清算中の所得税額の還付)若しくは第百三十五条第一項(清算確定申告に係る更正による所得税額の還付)の規定の適用を受ける場合には、これらの規定による控除又は還付をされる金額に相当する金額は、その内国普通法人等の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

(解散による清算所得の金額の計算の細目)

第九十八条 この款に定めるもののほか、内国普通法人等の解散による清算所得の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款 税額の計算

(解散の場合の清算所得に対する法人税の税率)

第九十九条 内国法人である普通法人が解散をした場合における清算所得に対する法人税の額は、解散による清算所得の金額に百分の二十七・一の税率を乗じて計算した金額とする。

2 協同組合等が解散をした場合における清算所得に対する法人税の額は、解散による清算所得の金額に百分の二十・五の税率を乗じて計算した金額とする。

(解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除)

第百条 内国普通法人等が清算中に所得税法第百七十四条各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金の支払を受ける場合には、これらにつき同法の規定により課された所得税の額は、政令で定めるところにより、その内国普通法人等の清算所得に対する法人税の額から控除する。

2 前項の規定は、清算確定申告書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

3 税務署長は、第一項に規定する所得税の額の全部又は一部につき前項の記載が

ない清算確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

第百一条 削除

第三款 申告、納付及び還付

(清算中の所得に係る予納申告)

第百二条 内国普通法人等は、その清算中の各事業年度（残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）の終了の日の翌日から二月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該事業年度の所得を解散をしていない内国普通法人等の各事業年度の所得とみなして計算した場合における当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額

二 当該事業年度の所得を解散をしていない内国普通法人等の所得とみなして前号に掲げる所得の金額につき第一章第二節（税額の計算）（第六十七条（特定同族会社の特別税率）及び第七十条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）を除く。）の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額

三 当該事業年度中に残余財産の一部の分配又は引渡しをしている場合において、その分配又は引渡しに係る残余財産分配等予納申告書に記載すべき次条第一項第一号に掲げる金額があるときは、当該金額（当該事業年度中に二回以上残余財産の一部の分配又は引渡しをしている場合には、これらの分配又は引渡しに係る当該金額の合計額）に百分の三十（協同組合等については、百分の二十）を乗じて計算した金額

四 第二号に掲げる法人税の額から前号に掲げる金額を控除した金額

五 第六十八条及び第六十九条（所得税額等の控除）の規定による控除をされるべき金額で第二号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額（第三号に掲げる金額がある場合には、当該控除をされるべき金額のうち、当該控除をしないものとして計算した場合における第二号に掲げる法人税の額から第三号に掲げる金額を控除した金額

を超える部分の金額)

六 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

- 2 前項第一号に掲げる課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第一章第一節第三款、第四款、第七款及び第十款(課税標準の計算)(第四十二条から第五十条まで(圧縮記帳)、第五十七条(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)及び第五十八条(青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し)を除く。)の規定中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、第五十七条第一項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第十一項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書又は清算事業年度予納申告書」と、第五十八条第一項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第六項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書又は清算事業年度予納申告書」と、第六十八条第三項及び第四項(所得税額の控除)並びに第六十九条第十項(外国税額の控除)中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第十一項中「記載した確定申告書」とあるのは「記載した確定申告書若しくは清算事業年度予納申告書」と、「確定申告書にこれら」とあるのは「清算事業年度予納申告書にこれら」と、「の確定申告書に当該」とあるのは「の確定申告書若しくは清算事業年度予納申告書に当該」と、同条第十二項中「確定申告書若しくは」とあるのは「確定申告書、清算事業年度予納申告書若しくは」とする。
- 3 第一項の規定による申告書には、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(残余財産の一部分配等に係る予納申告)

第百三条 内国普通法人等は、その清算中に残余財産の分配又は引渡しをしようとする場合において、その分配又は引渡しをしようとする残余財産の価額がその解散の時における資本金等の額(第九十三条第一項(解散による清算所得の金額の計算)に規定する連結事業年度未解散の場合(以下この項において「連結事業年度未解散の場合」という。))には、連結個別資本金等の額。以下この項において同じ。)及び利益積立金額(連結事業年度未解散の場合には連結個別利益積立金額とし、その解散の時からその分配又は引渡しをしようとする時までの間に生じた利益積立金額がある場合には当該利益積立金額を含む。以下この項において同じ。)の合計額(既に残余財産の一部の分配又は引渡しをしている場合には、その分配又は引渡しをした残余財産の価額に相当する金額を控除した金額。以下こ

の項において同じ。）を超えるときは、残余財産の全部の分配又は引渡しをする場合を除き、分配又は引渡しの都度、その分配又は引渡しの日の前日までに、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 その分配又は引渡しをしようとする残余財産の価額のうちその解散の時における資本金等の額及び利益積立金額の合計額を超える部分の金額

二 前号に掲げる金額を第九十三条に規定する解散による清算所得の金額とみなし、かつ、第九十九条第一項又は第二項（解散の場合の清算所得に対する法人税の税率）に規定する法人の区分に応じこれらの規定を適用して計算した場合における法人税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書には、解散の時及び当該分配又は引渡しの時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（清算確定申告）

第百四条 清算中の内国普通法人等は、その残余財産が確定した場合には、その確定した日の翌日から一月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 課税標準である解散による清算所得の金額

二 前号に掲げる解散による清算所得の金額につき前款（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額

三 第百条第一項（解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除）の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額

四 その内国普通法人等が第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）又は前条第一項の規定による申告書を提出すべき法人である場合には、第二号に掲げる法人税の額から当該申告書に係る清算中の予納額を控除した金額

五 前号に規定する清算中の予納額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額

六 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書には、解散の時及び残余財産の確定の時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(清算中の所得に係る予納申告による納付)

第百五条 第百二条第一項(清算中の所得に係る予納申告)の規定による申告書を提出した内国普通法人等は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額(同項第三号の規定に該当する場合には、同項第四号に掲げる金額)があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

(残余財産の一部分配等に係る予納申告による納付)

第百六条 第百三条第一項(残余財産の一部分配等に係る予納申告)の規定による申告書を提出した内国普通法人等は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

(清算確定申告による納付)

第百七条 第百四条第一項(清算確定申告)の規定による申告書を提出した内国普通法人等は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額(同項第四号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額)があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

(清算中の予納額)

第百八条 第百二条第一項(清算中の所得に係る予納申告)又は第百三条第一項(残余財産の一部分配等に係る予納申告)の規定による申告書を提出して納付すべき法人税は、第百四条第一項(清算確定申告)の規定による申告書を提出して納付すべき法人税の予納として納付されるものとする。ただし、第百十九条(継続等の場合の法人税額の特例)の規定の適用がある場合は、この限りでない。

(清算中の所得税額の還付)

第百九条 清算確定申告書の提出があつた場合において、当該申告書に第百四条第一項第三号(所得税額の控除不足額)に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した内国普通法人等に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

2 前項の規定による還付金については、還付加算金は、附さない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の還付の手續その他同項の規定の適用に関し

必要な事項は、政令で定める。

(清算中の予納額の還付)

第百十條 第百二條第一項(清算中の所得に係る予納申告)又は第百三條第一項(残余財産の一部分配等に係る予納申告)の規定による申告書を提出すべき内国普通法人等から当該申告書に係る清算確定申告書の提出があつた場合において、その清算確定申告書に第百四條第一項第五号(清算中の予納額の控除不足額)に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、その内国普通法人等に対し、当該金額に相当する清算中の予納額を還付する。

2| 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項に規定する申告書に係る清算中の予納額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、その清算中の予納額で第百五條(清算中の所得に係る予納申告による納付)又は第百六條(残余財産の一部分配等に係る予納申告による納付)の規定による納期限がその還付の日にも最も近いものから順次前項の規定による還付金に達するまでさかのぼつて求めた場合における各清算中の予納額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額の合計額を併せて還付する。

3| 前二項の規定による還付金については、還付加算金を付さないものとし、第一項の規定による還付金を清算中の予納額で未納のものに充当する場合には、その充当される部分の清算中の予納額については、延滞税を免除するものとする。

4| 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の還付の手続、第一項の規定による還付金につき充当する場合の方法その他同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四款 清算中に公益法人等が内国普通法人等に移行する場合の特例

第百十一條 公益法人等が清算中に内国普通法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に解散したものとみなして、前三款の規定を適用する。

第百十二條から第百十七條まで 削除

第二節 継続等の場合の課税の特例

〔継続等の場合の清算所得の金額の特例〕

第百十八条 清算中の内国普通法人等が、その残余財産の一部の分配又は引渡しをした後において、継続し又は合併により消滅した場合における第九十三条（解散による清算所得の金額の計算）に規定する解散による清算所得の金額は、同条の規定にかかわらず、その分配又は引渡しにつき提出する残余財産分配等予納申告書に記載すべき第百三条第一項第一号（残余財産の一部の分配等に係る予納申告）に掲げる金額（その清算中に二回以上残余財産の一部の分配又は引渡しをした場合には、これらの分配又は引渡しに係る当該金額の合計額）に相当する金額とする。

〔継続等の場合の法人税額の特例〕

第百十九条 清算中の内国普通法人等が継続し又は合併により消滅した場合には、その内国普通法人等に対しその解散の日の翌日（清算中に公益法人等が内国普通法人等に該当することとなつた場合における当該内国普通法人等にあつては、その該当することとなつた日）から継続の日の前日又は合併の日の前日までの期間（以下この条において「清算期間」という。）に係る法人税として課する税額は、次の各号に掲げる法人税の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 各事業年度の所得に対する法人税 清算期間に係る各清算事業年度予納申告書に記載すべき第百二条第一項第二号（清算中の所得に係る予納申告）に掲げる金額（同項第三号の規定に該当する場合には、同項第四号に掲げる金額）の合計額

二 清算所得に対する法人税 清算期間に係る残余財産分配等予納申告書に記載すべき第百三条第一項第二号（残余財産の一部の分配等に係る予納申告）に掲げる金額（その清算期間中に二回以上残余財産の一部の分配又は引渡しをした場合には、これらの分配又は引渡しに係る当該金額の合計額）

〔継続等の場合の所得税額等の還付〕

第百二十条 清算中の内国普通法人等が継続し又は合併により消滅した場合において、その清算中の各事業年度の清算事業年度予納申告書に記載すべき第百二条第一項第五号（所得税額等の控除不足額）に掲げる金額があるときは、納税地の所轄税務署長は、その継続の日の前日又は合併の日の前日の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出と同時に還付の請求があつた場合に限り、その請求をした内国普通法人等に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

第三章 青色申告

(青色申告)

第二百一十一条 内国法人は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、次に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。

一・二 省略

2 前項の承認を受けている内国法人は、次に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書についても、青色の申告書により提出することができる。

一・二 省略

(青色申告の承認の申請)

第二百二十二条 省略

2 税務署長は、前項の還付の請求が同項に規定する継続の日の前日又は合併の日の前日の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出後にされた場合においても、その提出後にされたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の還付をすることができる。

3 第一項の還付の請求をしようとする内国普通法人等は、その還付を受けようとする税額その他財務省令で定める事項を記載した還付請求書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 第一項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項の還付の請求があつた日（同日が同項に規定する継続の日の前日又は合併の日の前日の属する事業年度の第二百二条第一項の規定による申告書の提出期限前である場合には、その提出期限）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の還付の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 青色申告

(青色申告)

第二百一十一条 同上

一・二 同上

三 清算事業年度予納申告書

2 同上

一・二 同上

三 残余財産分配等予納申告書

四 清算確定申告書

(青色申告の承認の申請)

第二百二十二条 同上

2 前項の場合において、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度に該当するときは、同項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日の前日とする。

一 四 省 略

五 内国法人が第四条の五第二項第四号又は第五号（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。第八号において同じ。）開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）におけるその取り消された日の前日の属する事業年度
当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日（残余財産の確定の日の属する事業年度にあつては、当該事業年度終了の日の翌日から一月を経過する日（当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日）とする。以下この項及び第二百二十五条（青色申告の承認があつたものとみなす場合）において同じ。）

六 省 略

七 省 略

八 省 略

（青色申告の承認があつたものとみなす場合）

第二百二十五条 第二百二十二条第一項（青色申告の承認の申請）の申請書の提出があつた場合において、同項に規定する当該事業年度終了の日（当該事業年度について中間申告書を提出すべき法人については当該事業年度開始の日以後六月を経過する日とし、同条第二項第五号の内国法人については同号に定める日とし、同項第六号又は第七号の内国法人のうちこれらの号に定める日がこれらの号に掲げる事業年度終了の日後となるものについては当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日とする。）までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。

2 同 上

一 四 同 上

五 連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行った場合（連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号及び第九号において同じ。）開始の日に当該分割型分割を行った場合を除く。）における当該分割型分割の日の前日の属する事業年度 当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日

六 内国法人が第四条の五第二項第四号又は第五号（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）におけるその取り消された日の前日の属する事業年度 当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日

七 同 上

八 同 上

九 同 上

（青色申告の承認があつたものとみなす場合）

第二百二十五条 第二百二十二条第一項（青色申告の承認の申請）の申請書の提出があつた場合において、同項に規定する当該事業年度終了の日（当該事業年度について中間申告書を提出すべき法人については当該事業年度開始の日以後六月を経過する日とし、同条第二項第五号又は第六号の内国法人についてはこれらの号に定める日とし、同項第七号又は第八号の内国法人のうちこれらの号に定める日がこれらの号に掲げる事業年度終了の日後となるものについては当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日とする。）までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。

(青色申告の承認の取消し)

第二百二十七条 第二百一十一条第一項(青色申告)の承認を受けた内国法人につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に定める事業年度までさかのぼって、その承認を取り消すことができる。

この場合において、その取消しがあつたときは、当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書(納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。)は、青色申告書以外の申告書とみなす。

一 その事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が前条第一項に規定する財務省令で定めるところに従つて行われていないこと 当該事業年度

二 その事業年度に係る帳簿書類について前条第二項の規定による税務署長の指示に従わなかつたこと 当該事業年度

三 その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること 当該事業年度

四 第七十四条第一項(確定申告)の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつたこと 当該申告書に係る事業年度

五 第四条の五第一項(連結納税の承認の取消し)の規定により第四条の二(連結納税義務者)の承認が取り消されたこと。その取り消された日の前日(当該前日が連結親法人事業年度(第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいう。)終了の日である場合には、その取り消された日)の属する事業年度

2 省 略

第四章 更正及び決定

(更正に関する特例)

第二百二十九条

(青色申告の承認の取消し)

第二百二十七条 同 上

一 その事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が前条第一項に規定する財務省令で定めるところに従つて行なわれていないこと。 当該事業年度

二 その事業年度に係る帳簿書類について前条第二項の規定による税務署長の指示に従わなかつたこと。 当該事業年度

三 その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること。 当該事業年度

四 第七十四条第一項(確定申告)又は第二百二条第一項(清算中の所得に係る予納申告)の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつたこと。 当該申告書に係る事業年度

五 第四条の五第一項(連結納税の承認の取消し)の規定により第四条の二(連結納税義務者)の承認が取り消されたこと。その取り消された日の前日(当該前日が連結親法人事業年度(第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいう。)終了の日である場合には、その取り消された日)の属する事業年度

2 同 上

第五章 更正及び決定

(更正に関する特例)

第二百二十九条 法人税に係る更正については、国税通則法第二十四条(更正)又は

第二十六条(再更正)に規定する事項のほか、第二百二条第一項第五号(所得税額等の控除不足額)に掲げる事項についても行うことができる。この場合において、

当該事項につき更正をするときは、同法第二十八条第二項(更正通知書の記載事項)中「税額等」とあるのは、「税額等並びに法人税法第二百二条第一項第五号(所得税額等の控除不足額)に掲げる事項」とする。

内国法人の提出した確定申告書又は連結確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額が当該事業年度又は連結事業年度の課税標準とされるべき所得の金額又は連結所得の金額を超えている場合において、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがあるときは、税務署長は、当該事業年度の所得に対する法人税又は連結事業年度の連結所得に対する法人税につき、当該事実を仮装して経理した内国法人が当該事業年度又は連結事業年度後の各事業年度又は各連結事業年度において当該事実に係る修正の経理をし、かつ、当該修正の経理をした事業年度の確定申告書又は連結事業年度の連結確定申告書を提出するまでの間は、更正をしないことができる。

2| 税務署長が第百三十五条第一項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）の更正をする場合における国税通則法第二十八条第二項（更正通知書の記載事項）の規定の適用については、同項第三号中「次に掲げる金額」とあるのは、「次に掲げる金額及び二又はホに掲げる金額のうち法人税法第百三十五条第一項又は第二項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）の規定の適用がある金額」とする。

（組織再編成に係る行為又は計算の否認）

第百三十二条の二 税務署長は、合併、分割、現物出資若しくは現物分配（第十二条の六（定義）に規定する現物分配をいう。）又は株式交換若しくは株式移転（以下この条において「合併等」という。）に係る次に掲げる法人の法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には、合併等により移転する資産及び負債の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加、法人税の額から控除する金額の増加、第一号又は第二号に掲げる法人の株式（出資を含む。第二号において同じ。）の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加、みなし配当金額（第二十四条第一項（配当等の額とみなす金額）の規定により第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされる金額をいう。）の減少その他の事由により法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。

一 合併等をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人

二・三 省 略

2| 内国法人の提出した確定申告書又は連結確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額が当該事業年度又は連結事業年度の課税標準とされるべき所得の金額又は連結所得の金額を超えている場合において、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがあるときは、税務署長は、当該事業年度の所得に対する法人税又は連結事業年度の連結所得に対する法人税につき、当該事実を仮装して経理した内国法人が当該事業年度又は連結事業年度後の各事業年度又は各連結事業年度において当該事実に係る修正の経理をし、かつ、当該修正の経理をした事業年度の確定申告書又は連結事業年度の連結確定申告書を提出するまでの間は、更正をしないことができる。

3| 税務署長が第百三十四条の二第一項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）の更正をする場合における国税通則法第二十八条第二項の規定の適用については、同項第三号中「次に掲げる金額」とあるのは、「次に掲げる金額及び二又はホに掲げる金額のうち法人税法第百三十四条の二第一項又は第二項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）の規定の適用がある金額」とする。

（組織再編成に係る行為又は計算の否認）

第百三十二条の二 税務署長は、合併、分割、現物出資若しくは事後設立（第十二条の六（定義）に規定する事後設立をいう。）又は株式交換若しくは株式移転（以下この条において「合併等」という。）に係る次に掲げる法人の法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には、合併等により移転する資産及び負債の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加、法人税の額から控除する金額の増加、第一号又は第二号に掲げる法人の株式（出資を含む。第二号において同じ。）の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加、みなし配当金額（第二十四条第一項（配当等の額とみなす金額）の規定により第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされる金額をいう。）の減少その他の事由により法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。

一 合併等をした一方の法人又は他方の法人

二・三 同 上

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例)

第百三十五條 省 略

2 前項に規定する場合において、同項の内国法人(当該内国法人が同項の更正の日の前日までに単体間適格合併又は連結内適格合併により解散をした場合には、当該単体間適格合併又は連結内適格合併に係る合併法人。以下この項において同じ。)の前項の更正の日の属する事業年度(連結子法人が第四条の五第一項又は第二項(第四号及び第五号に係る部分に限る。)(連結納税の承認の取消し等)の規定により第四条の二(連結納税義務者)の承認を取り消された場合(第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度開始の日)にその承認を取り消された場合を除く。)(その取り消された日の前日の属する事業年度(次項において「取消前事業年度」という。))を除く。開始の日前一年以内に開始する各事業年度の所得に対する法人税又は当該更正の日の属する第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日前一年以内に開始する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額(附帯税の額を除く。)(当該更正の日の前日において確定しているもの(以下この項において「確定法人税額」という。))があるときは、税務署長は、その内国法人に対し、当該更正に係る仮装経理法人税額のうち当該確定法人税額(既にこの項の規定により還付をすべき金額の計算の基礎となつたものを除く。)(に達するまでの金額を還付する。

3 第一項の規定の適用があつた内国法人(当該内国法人が単体間適格合併又は連結内適格合併により解散をした場合には当該単体間適格合併又は連結内適格合併に係る合併法人とし、当該内国法人が連結親法人である場合には同項の事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人(当該連結法人が連結内適格合併により解散をした場合には、当該連結内適格合併に係る合併法人)とする。以下この条において「適用法人」という。)(について、同項の更正の日の属する事業年度(取消前事業年度を除く。)(開始の日(当該更正が当該単体間適格合併に係る被合併法人の各事業年度の所得に対する法人税について当該単体間適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度開始の日)から五年を経過する日の属する事業年度の第七十四条第一項(確定申告)の規定による申告書の提出期限又は当該更正の日の属する第十五

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例)

第百三十四條の二 同 上

2 前項に規定する場合において、同項の内国法人(当該内国法人が同項の更正の日の前日までに単体間適格合併又は連結内適格合併により解散をした場合には、当該単体間適格合併又は連結内適格合併に係る合併法人。以下この項において同じ。)の前項の更正の日の属する事業年度(連結子法人が自己を分割法人とする分割型分割を連結親法人事業年度(第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。)(開始の日(翌日からその終了の日までの間に行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度及び連結子法人が第四条の五第一項又は第二項(第四号及び第五号に係る部分に限る。)(連結納税の承認の取消し等)の規定により第四条の二(連結納税義務者)の承認を取り消された場合(連結親法人事業年度開始の日)にその承認を取り消された場合を除く。)(その取り消された日の前日の属する事業年度(次項において「分割前事業年度等」という。))を除く。)(開始の日前一年以内に開始する各事業年度の所得に対する法人税又は当該更正の日の属する連結親法人事業年度開始の日前一年以内に開始する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額(附帯税の額を除く。)(当該更正の日の前日において確定しているもの(以下この項において「確定法人税額」という。))があるときは、税務署長は、その内国法人に対し、当該更正に係る仮装経理法人税額のうち当該確定法人税額(既にこの項の規定により還付をすべき金額の計算の基礎となつたものを除く。)(に達するまでの金額を還付する。

3 第一項の規定の適用があつた内国法人(当該内国法人が単体間適格合併又は連結内適格合併により解散をした場合には当該単体間適格合併又は連結内適格合併に係る合併法人とし、当該内国法人が連結親法人である場合には同項の事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人(当該連結法人が連結内適格合併により解散をした場合には、当該連結内適格合併に係る合併法人)とする。以下この条において「適用法人」という。)(について、同項の更正の日の属する事業年度(分割前事業年度等を除く。)(開始の日(当該更正が当該単体間適格合併に係る被合併法人の各事業年度の所得に対する法人税について当該単体間適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度開始の日)から五年を経過する日の属する事業年度の第七十四条第一項(確定申告)の規定による申告書の提出期限又は当該更正の日の属する連結

条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日から五年を経過する日の属する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書の提出期限（当該更正の日から当該五年を経過する日の属する事業年度又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度終了の日までの間に当該適用法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限。以下この項及び第八項において「最終申告期限」という。）が到来した場合（当該最終申告期限までに当該最終申告期限に係る申告書の提出がなかった場合にあつては、当該申告書に係る期限後申告書の提出又は当該申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税についての決定があつた場合）には、税務署長は、当該適用法人（当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人）に対し、当該更正に係る仮装経理法人税額（既に前項、この項又は第七項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第七十条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）又は第八十一条の十六（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除）の規定により控除された金額を除く。）を還付する。

一 残余財産（連結法人の残余財産を除く。）が確定したこと、その残余財産の確定の日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

二 合併による解散（連結法人の解散及び単体間適格合併による解散を除く。）をしたこと、その合併の日の前日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

三 破産手続開始の決定による解散（連結法人の解散を除く。）をしたこと、その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

四 省 略

五 省 略

六 第四条の五第三項の承認を受けたこと、その承認を受けた日の属する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限

七 普通法人又は協同組合等（連結法人を除く。）が公益法人等に該当することとなつたこと、その該当することとなつた日の前日の属する事業年度の第七十条第一項の規定による申告書の提出期限

4 適用法人につき次に掲げる事実が生じた場合には、当該適用法人（当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人。第六項及び第

親法人事業年度開始の日から五年を経過する日の属する連結親法人事業年度終了の日の属する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書の提出期限（当該更正の日から当該五年を経過する日の属する事業年度又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度終了の日までの間に当該適用法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限。以下この項及び第八項において「最終申告期限」という。）が到来した場合（当該最終申告期限までに当該最終申告期限に係る申告書の提出がなかった場合にあつては、当該申告書に係る期限後申告書の提出又は当該申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税についての決定があつた場合）には、税務署長は、当該適用法人（当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人）に対し、当該更正に係る仮装経理法人税額（既に前項、この項又は第七項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第七十条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）又は第八十一条の十六（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除）の規定により控除された金額を除く。）を還付する。

一 解散（連結法人の解散及び単体間適格合併による解散を除く。）をしたこと、その解散の日（合併による解散の場合には、その合併の日の前日）の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

二 同 上

三 同 上

四 第四条の五第三項の承認を受けたこと、その承認を受けた日の属する連結親法人事業年度終了の日の属する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限

4 同 上

七項において同じ。)は、当該事実が生じた日以後一年以内に、納税地の所轄税務署長に対し、その適用に係る仮装経理法人税額(既に前二項又は第七項の規定により還付されるべきこととなつた金額及び第七十条又は第八十一条の十六の規定により控除された金額を除く。第六項及び第七項において同じ。)の還付を請求することができる。

一 更生手続開始の決定があつたこと。

二 再生手続開始の決定があつたこと。

三 省略

519 省略

第百三十六条及び第百三十七条 削除

一 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定があつたこと。

二 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があつたこと。

三 同上

519 同上

(清算確定申告に係る更正による所得税額の還付)

第百三十五条 内国法人である普通法人又は協同組合等の提出した清算確定申告書に係る法人税につき更正があつた場合において、その更正により第百四条第一項第三号(所得税額の控除不足額)に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その普通法人又は協同組合等に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2 前項の規定による還付金については、還付加算金は、附さない。

(清算確定申告に係る更正又は決定による清算中の予納額の還付)

第百三十六条 第百二条第一項(清算中の所得に係る予納申告)又は第百三条第一項(残余財産の一部分配等に係る予納申告)の規定による申告書を提出すべき内国法人である普通法人又は協同組合等のその解散に係る清算所得に対する法人税につき決定があつた場合において、その決定に係る第百四条第一項第五号(清算中の予納額の控除不足額)に掲げる金額があるときは、税務署長は、その普通法人又は協同組合等に対し、当該金額に相当する清算中の予納額を還付する。

2 前項に規定する申告書を提出すべき内国法人である普通法人又は協同組合等のその解散に係る清算所得に対する法人税につき更正があつた場合において、その更正により第百四条第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その普通法人又は協同組合等に対し、その増加した部分の金額に相当する清算中の予納額を還付する。

3 税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する申告書に係る清算中の予納額について納付された延滞税があると

(国内源泉所得)

第百三十八条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一 八 省 略

九 国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結

きは、その額のうち、その清算中の予納額で第百五条（清算中の所得に係る予納申告による納付）又は第百六条（残余財産の一部分配等に係る予納申告による納付）の規定による納期限がその還付の日に最も近いものから順次前二項の規定による還付金に達するまでさかのぼって求めた場合における各清算中の予納額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額の合計額を併せて還付する。

4 前三項の規定による還付金については、還付加算金を付さないものとし、第一項又は第二項の規定による還付金を清算中の予納額で未納のものに充当する場合には、その充当される部分の清算中の予納額については、延滞税を免除するものとする。

5 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による還付金につき充当をする場合の方法その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(継続等の場合の更正による所得税額等の還付)

第百三十七条 第百二十条第一項（継続等の場合の所得税額等の還付）に規定する還付の請求があつた後に同項に規定する清算中の各事業年度の清算事業年度予納申告書に係る法人税につき更正があつた場合において、その更正により第百二条第一項第五号（所得税額等の控除不足額）に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、当該還付の請求をした内国法人である普通法人又は協同組合等に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、前項に規定する還付の請求があつた日（同日が第百二十条第一項に規定する継続の日の前日又は合併の日の前日の属する事業年度の第百二条第一項の規定による申告書の提出期限前である場合には、その提出期限）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

(国内源泉所得)

第百三十八条 同上

一 八 同 上

九 国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結

した保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社又は同条第四項に規定する損害保険会社の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける剰戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。）

十・十一 省 略

（国内源泉所得に係る所得の金額の計算）

第四百四十二条 外国法人の前条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額は、当該国内源泉所得に係る所得について、政令で定めるところにより、前編第一章第一節第二款から第九款まで（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）（第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入））、第二十五条の二（受贈益の益金不算入）、第三十七条第二項（寄附金の損金不算入）、第三十九条の二（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）、第四十六条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）、第五十七条第二項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条第二項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）、第六十条の二（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）及び第六十一条の二（第十六項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）並びに第五款第五目（連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益）及び第六目（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）を除く。）及び第十一款（各事業年度の所得の金額の計算の細目）の規定に準じて計算した金額とする）。

（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率）

第四百四十三条 省 略

2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時に資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等の第四百四十一条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の二十二の税率による。

3・4 省 略

5 外国法人である普通法人のうち各事業年度終了の時に次に掲げる法人に

した生命保険契約、損害保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける剰戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。）

十・十一 同 上

（国内源泉所得に係る所得の金額の計算）

第四百四十二条 外国法人の前条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額は、当該国内源泉所得に係る所得について、政令で定めるところにより、前編第一章第一節第二款から第九款まで（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）（第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入））、第三十九条の二（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）、第四十六条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）及び第六十条の二（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）並びに第五款第五目（連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益）及び第六目（分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益）を除く。）及び第十一款（各事業年度の所得の金額の計算の細目）の規定に準じて計算した金額とする）。

（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率）

第四百四十三条 同 上

2 前項の場合において、各事業年度終了の時に資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるものを除く。）又は人格のない社団等の第四百四十一条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の二十二の税率による。

3・4 同 上

5 第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人について

該当するものについては、第二項の規定は、適用しない。

一 保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるもの
二 次に掲げる法人との間に当該法人による完全支配関係がある外国法人

イ 資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人

ロ 保険業法に規定する相互会社（前号に掲げる法人を含む。）

ハ 第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（次号において「受託法人」という。）

三 受託法人

（申告、納付及び還付等）

第四百四十五条 前編第一章第三節（内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の申告、納付及び還付等）（第七十四条第二項（確定申告）を除く。）の規定は、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税についての申告、納付、還付及び国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求について準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七十一条第一項 （中間申告）	省略			省略
	省略	省略	省略	
第七十二条第三項 （仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）	損失金の繰越しの要件）を除く	損失金の繰越しの要件）並びに第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）、第四十六條（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）及び第六十条の二（協同組合等の事業分量配当等の損金算入	省略	省略

ては、第二項の規定は、適用しない。

（申告、納付及び還付等）

第四百四十五条 前編第一章第三節（内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の申告、納付及び還付等）の規定は、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税についての申告、納付、還付及び国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求について準用する。

2 同上

同上			同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上

第七十五条第一項	第七十四条第一項 (確定申告)				
省略	二月以内	省略	前節	第六十八条及び第六十九条(所得税額等の控除)	
省略	二月以内(第四百一条第一号から第三号まで(外国法人に係る法人税の課税標準)に掲げる外国法人に該当する法人が納税管理人の届出をしないでこれらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなる場合又は同条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が人的役務提供事業で国内において行うものを廃止する場合には、当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその該当しないこととなる日又はその廃止の日とのうちいずれか早い日まで)	省略	次編第二章第二節	第四百四十四条(外国法人に対する準用)において準用する第六十八条(所得税額の控除)	を 除く

同上	第七十四条第一項 (確定申告)				
同上	二月以内	同上	前節	第六十八条及び第六十九条(所得税額等の控除)	内国法人(清算中の内国法人である普通法人及び清算中の協同組合等を除く。)
同上	二月以内(第四百一条第一号から第三号まで(外国法人に係る法人税の課税標準)に掲げる外国法人に該当する法人が納税管理人の届出をしないでこれらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなる場合又は同条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が人的役務提供事業で国内において行なうものを廃止する場合には、当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその該当しないこととなる日又はその廃止の日とのうちいずれか早い日まで)	同上	第三編第二章第二節	第四百四十四条(外国法人に対する準用)において準用する第六十八条(所得税額の控除)	外国法人

(確定申告書の提出期限の延長)及び第七十五条の二第一項(確定申告書の提出期限の延長の特例)		
第八十条第一項(省損金の繰戻しによる還付)	省略	省略

(青色申告)

第四百四十六條 前編第三章(内国法人に係る青色申告)の規定は、外国法人の提出する確定申告書及び中間申告書並びに退職年金等積立金確定申告書及び退職年金等積立金中間申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書について準用する。

2 省略

(代表者等の自署押印)

第五十一条 法人の提出する法人税申告書等(第二条第三十号から第三十四号まで(定義)に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書(第三項及び第五項において「法人税申告書」という。))並びに第八十一条の二十五第一項(連結子法人の個別帰属額等の届出)に規定する個別帰属額等を記載した同項に規定する書類(当該個別帰属額等に異動があつた場合に提出する同条第二項に規定する書類を含む。))をいう。以下この条において同じ。))には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者(当該者が法人である場合には、当該者の職務を行うべき者)が自署し、自己の印を押さなければならない。

一 三 省略

2 5 省略

第五十九條 偽りその他不正の行為により、第七十四条第一項第二号(確定申告に係る法人税額)(第四百四十五條第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。))に規定する法人税の額(第六十八條(所得税額の控除)(第

同上	同上	同上
同上	同上	同上

(青色申告)

第四百四十六條 前編第四章(内国法人に係る青色申告)の規定は、外国法人の提出する確定申告書及び中間申告書並びに退職年金等積立金確定申告書及び退職年金等積立金中間申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書について準用する。

2 同上

(代表者等の自署押印)

第五十一条 法人の提出する法人税申告書等(第二条第三十号から第三十七号まで(定義)に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書(第三項及び第五項において「法人税申告書」という。))並びに第八十一条の二十五第一項(連結子法人の個別帰属額等の届出)に規定する個別帰属額等を記載した同項に規定する書類(当該個別帰属額等に異動があつた場合に提出する同条第二項に規定する書類を含む。))をいう。以下この条において同じ。))には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者(当該者が法人である場合には、当該者の職務を行うべき者)が自署し、自己の印を押さなければならない。

一 三 同上

2 5 同上

第五十九條 偽りその他不正の行為により、第七十四条第一項第二号(確定申告に係る法人税額)(第四百四十五條第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。))に規定する法人税の額(第六十八條(所得税額の控除)(第